

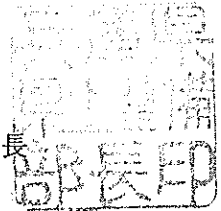
河 計 第 1 1 0 7 号

平成 1 5 年 8 月 2 0 日

国土交通省近畿地方整備局

河 川 部 長 様

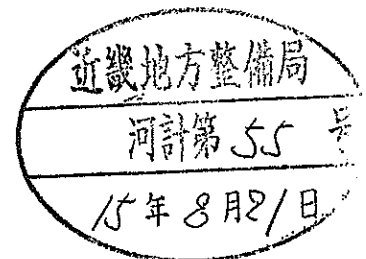
兵庫県県土整備部長



淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第2稿）

についての意見照会について（回答）

平成15年7月30日付け国近整河計第25号で意見照会のありました標記のことについて、別紙のとおり回答します。



項目	意見修文箇所	理由	回答部局名
3 河川整備の基本的な考え方 (p17 12行目)	修正 水需要予測の見直しを踏まえ、既存水資源開発施設の運用や新規施設の計画内容を見直すとともに、用途間転用等の水利用の合理化を行う。	4. 4及び5. 4利水に記載されている用途間転用による水利用の合理化を記載すべきである。	県民生活部 課長(長期ビジョン担当)
4. 3. 1洪水 (2)浸水被害の軽減 1)狭窄部上流の浸水被害の解消 (p22 最下行)	修正 長期的には、狭窄部の開削のほか浸水被害を軽減する土地利用誘導等が望まれるが、当面の被害軽減措置としては、既設ダム <del>の治水強化</del> 、並びに流域内貯留施設の整備、並びに治水安全度の上下流バランスを踏まえた段階的な整備を検討する。	兵庫県では、銀橋狭窄部上流の浸水被害対策として、狭窄部下流の治水安全度を損なわない範囲内で、段階的な整備(暫定掘削)を検討しており、当面の被害軽減措置の1つとして記述すべきであると考える。	県土整備部 河川整備課 河川計画課
4. 4利水 (2)水利権の見直しと用途間転用 (p24 4行目)	修正 水需要を利水者に確認し、厳正に吟味する精査する。	表現を統一すべきである。	県民生活部 課長(長期ビジョン担当)
4. 4利水 (2)水利権の見直しと用途間転用 (p24 8行目)	修正 用途間転用等の水利用の合理化に努める。を行う。	健全な水循環系の確保に向けた努力を行う姿勢をより強く打ち出すため。	県民生活部 課長(長期ビジョン担当)
5. 3. 1洪水 (2)浸水被害の軽減 1)狭窄部上流の浸水被害の解消 ③猪名川 (p40 28行目)	意見 「狭窄部開削は、当面実施しないが、銀橋上流における浸水被害軽減策として、一庫ダムの治水機能強化等を検討する。銀橋上流の管理者である兵庫県と調整する。」とあるが、兵庫県との調整内容の一つとして、狭窄部の暫定改修があると受け止めてよいのか。		阪神北県民局
5. 4利水 (2)水利権の見直しと用途間転用 (p43 16行目)	修正 水需要の精査確認を踏まえ、水利用の合理化に向けた取り組みを行う。を行う。	健全な水循環系の確保に向けた努力を行う姿勢をより強く打ち出すため。	県民生活部 課長(長期ビジョン担当)
5. 4利水 (2)水利権の見直しと用途間転用 (p43 16行目)	意見 今後誰が利水者間の用途間転用を行うのか明確でない。水利権転用の進め方を早期に明確化するよう要望する。		県民生活部 課長(長期ビジョン担当)
5. 4利水 (3)既設ダム等の効率的運用による濁水対策を検討及び実施する 2) (p43 30行目)	意見 一庫ダムの「効率的な補給の検討」にあたっては、河川環境の保全と改善を目的として他ダムで既に試験実施されている「ダムの弾力的管理」の方法を、濁水対策として導入することについて積極的に検討されたい。		企業庁管理局水道課

<p>5. 4利水 (4)濁水調整 (p43 下から5行目)</p>	<p>意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濁水調整方法の見直しについては、従来からの経緯を踏まえ、県民生活の安定に支障を生じないよう、関係者と十分に調整されるよう要望する。</li> <li>・平常時から効率的な利水運用を図るため、濁水対策会議を組織改正するに際しては、関係団体の業務量が過度に増加しないよう配慮願いたい。</li> <li>・また、一庫ダムについては、引き続き効率的運用の検討を進めてもらうよう要望する。</li> </ul>		<p>県民生活部 課長(長期ビジョン担当)</p>
<p>5. 7. 2各ダムの調査検討内容 (4)丹生ダム 1) (p52 5行目)</p>	<p>意見</p> <p>「急激な水位低下の抑制策としては、丹生ダム等の貯留施設が有効である。」が「急激な水位低下の抑制策」にかかる費用は国の負担とされたい。</p>		<p>県民生活部 課長(長期ビジョン担当)</p>
<p>5. 7. 2各ダムの調査検討内容 (5)余野川ダム (p52 23行目)</p>	<p>意見</p> <p>余野川ダムは、猪名川下流の指定区間である神崎川、左門殿川、中島川に対し治水効果があり、今後の調査・検討に際しては、県の改修計画と十分に調整・協議を行っていただきたい。</p>		<p>県土整備部 河川整備課 河川計画課</p>
<p>5. 7. 2各ダムの調査検討内容 (5)余野川ダム 2) (p52 25行目)</p>	<p>意見</p> <p>一庫ダムの利水容量の余野川ダムへの振り替えにあたっては、余野川ダムから補給することとなる利水について、近年の少降雨傾向を考慮した利水容量を当該ダムに確保することにより、猪名川水系全体の利水安全度の向上を図られたい。</p>		<p>企業庁管理局水道課</p>

●誤植

p16 下から6行目  
p50 下から8行目

「…川の流流れを…」  
「…検討を行する行う」

●意見なし

県民生活部、農林水産部  
阪神南県民局  
下水道課、砂防課、河川環境室